

令和4年10月31日

株主各位

香川県高松市花ノ宮町二丁目3番9号  
株式会社 四 電 工  
取締役社長 関 谷 幸 男

## 中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年10月31日開催の当社取締役会決議により、第72期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）中間配当金の支払いにつきましては、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

敬具

### 記

当社定款第36条の規定に基づき、令和4年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金 1株につき45円
2. 効力発生日 令和4年11月30日（水）  
（支払開始日）

以上

### 中間配当金のお支払いについて

- 「中間配当金計算書」および「中間配当金領収証」（口座振込みをご指定の方には『「配当金振込先ご確認」のご案内』）は、令和4年11月29日にお届出住所あてにご送付申しあげる予定でございます。
- 口座振込みをご指定の方には、令和4年11月30日付をもってご指定の口座にお振込みの手続きをいたします。